

名古屋都市計画墓園事業勅使ヶ池墓園に係る

事後調査結果中間報告書（工事中）（その5）

（レクリエーション施設の建設）

令和7年9月

名古屋市

目 次

はじめに	1
第1章 事業者の氏名及び住所	1
第2章 対象事業の名称及び種類	1
第3章 対象事業の概要	1
3-1 事業の目的	1
3-2 事業の概要	2
第4章 環境影響評価の概要	6
4-1 手続きの経緯	6
4-2 現況、環境保全目標、予測、評価、環境保全対策の概要	8
第5章 事後調査	14
5-1 目的	14
5-2 事後調査計画(工事中)	14
5-3 事後調査を行った時期	16
第6章 事後調査の結果	17
6-1 水質	17
6-2 騒音	19
6-3 振動	22
6-4 大気	25
6-5 廃棄物	25
6-6 文化財	26
6-7 安全性（交通）	26
6-8 安全性（治水）	27
6-9 まとめ	28

## はじめに

本報告書は、昭和61年1月に届出を行った事後調査計画書（工事中）に基づき、前回の中間報告時（令和4年9月）から令和7年8月までの調査結果について報告するものである。

## 第1章 事業者の氏名及び住所

事業者名 名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

## 第2章 対象事業の名称及び種類

名称 名古屋都市計画墓園事業勅使ヶ池墓園

種類 レクリエーション施設の建設

## 第3章 対象事業の概要

### 3-1 事業の目的

墓地は、祖先の靈を慰め、故人に親しみ、また、子孫の繁栄と安寧をこいねがうものとして必要とされている。

勅使ヶ池墓園事業は、名古屋市基本計画に基づき、新しい故郷づくりの一環として、将来の墓地需要に対応するための魅力ある都市施設を整備し、「市民の墳墓の地」創設をめざすものである。

### 3-2 事業の概要

#### ① 計画の概要

計画の概要は、表3-2-1に示すとおりである。

表3-2-1 計画の概要

項目	内容
事業の名称	名古屋都市計画墓園事業勅使ヶ池墓園
事業位置	名古屋市緑区鳴海町字鏡田、笹塚、諸ノ木及び大清水の各字の一部 (図3-2-1参照)
施行面積	約60ヘクタール
供用開始時期	昭和63年8月



図3-2-1 事業位置

## ② 造成の概要

造成の概要は表 3-3-1 に、工区区分は図 6-2-1 に示すとおりである。また、切土・盛土図を図 3-3-1 に示す。

表 3-3-1 造成の概要

工区	改変面積	切土量／切土面積	盛土量／盛土面積	施工時期	工事進捗率(今回)	工事進捗率(全体)
1	21ha	21万 m <sup>3</sup> ／10ha	29万 m <sup>3</sup> ／11ha	昭和 59 年度～令和 34 年度	1.5%	62.4%
2	9ha	7万 m <sup>3</sup> ／2ha	15万 m <sup>3</sup> ／7ha	平成 3 年度～令和 34 年度	1.0%	66.7%
3	13ha	17万 m <sup>3</sup> ／4ha	9万 m <sup>3</sup> ／9ha	平成 20 年度～令和 34 年度	0.7%	15.4%

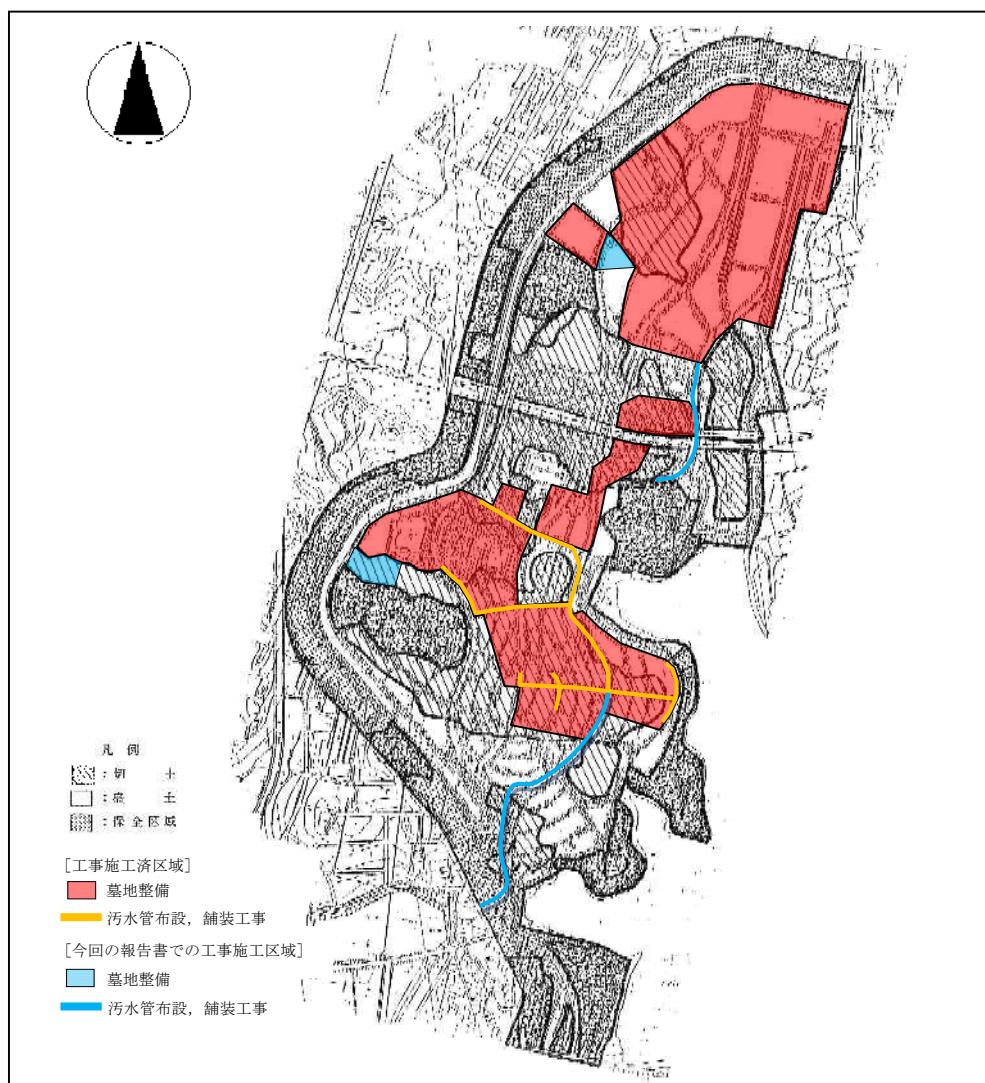


図 3-3-1 切土・盛土図

### ③ 土地利用の概要

土地利用の概要是、表3-4-1に示すとおりである。また、土地利用平面図を図3-4-1に示す。

表3-4-1 土地利用の概要

土地利用区分		面積 (ha)	
保全緑地		10.0	
回復緑地		10.3	
墓所域		20.0	
園路 広場等	駐車場	専用	1.3
		兼用	1.3
	車系		6.8
	歩行者系		2.8
施設	管理施設		0.1
	便益施設		0.9
調整池		1.8	
愛知用水管理域		4.7	
合計		60.0	

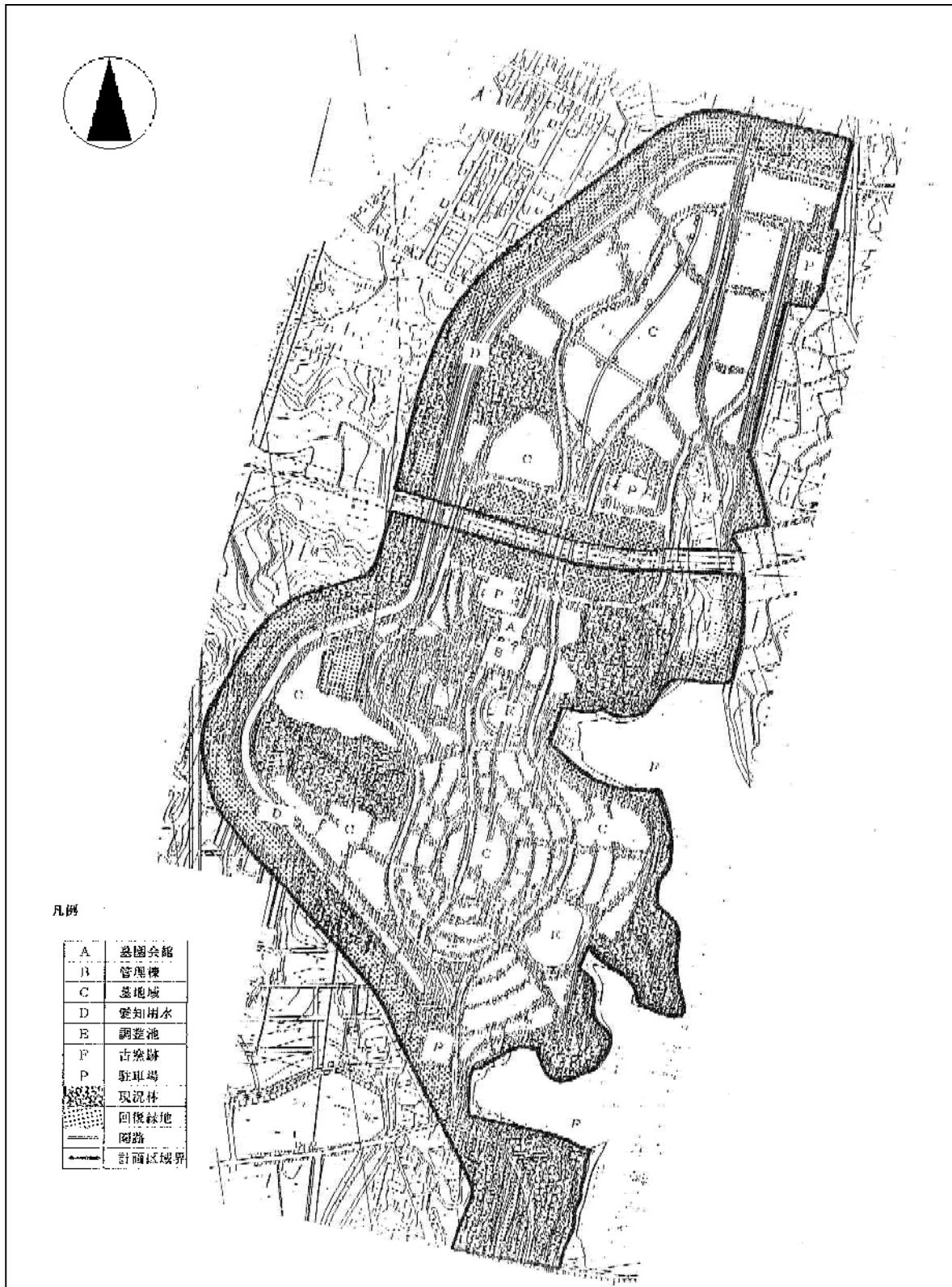


図 3-4-1 土地利用平面図

## 第4章 環境影響評価の概要

### 4-1 手続きの経緯

環境影響評価手続きの経緯は、表4-1-1に示すとおりである。

表4-1-1(1) 環境影響評価手続きの経緯

事項		日程等
現況調査計画書	届出年月日	昭和57年7月16日
	期間	昭和57年7月26日～8月10日
	場所	緑保健所
	縦覧者数	73人
環境影響評価準備書	届出年月日	昭和58年2月3日
	期間	昭和58年2月12日～3月14日
	場所	緑保健所
	縦覧者数	50人
	開催日	昭和58年2月13日
	場所	扇台中学校
	参加者数	50人
意見書	提出期間	昭和58年2月12日～3月29日
	提出件数	73件
見解書	提出年月日	昭和58年10月3日
	期間	昭和58年10月15日～10月31日
	場所	緑保健所
	縦覧者数	37人
公聴会	開催年月日	昭和59年1月21日
	開催場所	緑区役所
	陳述人数	10人
	傍聴人数	173人
環境影響評価審査書	作成年月日	昭和59年3月1日
	期間	昭和59年3月7日～3月22日
	場所	緑保健所
	縦覧者数	26人
	届出年月日	昭和59年6月11日
環境影響評価書	期間	昭和59年6月18日～6月25日
	場所	市役所
	縦覧者数	37人

表4－1－1（2）環境影響評価手続きの経緯

事項		日程等	
事後調査計画書 (工事中)	届出年月日	昭和 61 年 1 月 8 日	
再手続等免除申請	申請年月日	昭和 63 年 3 月 19 日	
	承認年月日	昭和 63 年 3 月 28 日	
	内容	植栽計画等の変更	
事後調査計画書 (供用開始後)	提出年月日	平成 25 年 5 月 30 日	
	縦 覧	期間	平成 25 年 6 月 7 日～6 月 21 日
		場所	市役所、緑区役所、緑区役所徳重支所、環境学習センター
		縦覧者数	1 人
事後調査結果中間報告書（工事中）	提出年月日	平成 25 年 9 月 26 日	
	縦 覧	期間	平成 25 年 10 月 7 日～10 月 21 日
		場所	市役所、緑区役所、緑区役所徳重支所、環境学習センター
		縦覧者数	7 人
事後調査結果中間報告書（工事中） (その 2)	提出年月日	平成 28 年 9 月 21 日	
	縦 覧	期間	平成 28 年 10 月 5 日～10 月 19 日
		場所	市役所、緑区役所、緑区役所徳重支所、環境学習センター
		縦覧者数	3 人
事後調査結果中間報告書（工事中） (その 3)	提出年月日	令和元年 9 月 20 日	
	縦 覧	期間	令和元年 10 月 4 日～10 月 18 日
		場所	市役所、緑区役所、緑区役所徳重支所、環境学習センター
		縦覧者数	2 人
事後調査結果中間報告書（工事中） (その 4)	提出年月日	令和 4 年 9 月 16 日	
	縦 覧	期間	令和 4 年 9 月 30 日～10 月 14 日
		場所	市役所、緑区役所、緑区役所徳重支所、環境学習センター
		縦覧者数	1 人

#### 4－2 現況、環境保全目標、予測、評価、環境保全対策の概要

工事中において、本事業の実施により影響を受けると想定された各環境項目についての現況（昭和57年）、環境保全目標、予測、評価、環境保全対策の概要は、表4－2－1に示すとおりである。

表4－2－1 現況、環境保全目標、予測、評価、環境保全対策の概要

環境項目	現　　況（昭和57年）	環境保全目標
1. 大気	<p>計画区域の周辺で年間を通じて最も出現頻度の高い風向・風速は、北西風2m/secである。</p> <p>北西風2m/secの晴天の日と雨上りの日に浮遊粉じん量の測定をした結果、雨上がりの日には浮遊粉じん量が、前者に比べ少ない。</p>	造成工事に伴う粉じんにより、計画区域及び周辺地域の住民の日常生活に著しい支障のないようにする。
2. 水質	<p>勅使池水質の浮遊物質量（SS）は、S57.8.26（表層水）52～120ppm S57.10.4（表層水）58～130ppmである。</p>	工事中の汚濁水等により、勅使池等の水質を現況より悪化させない。
3. 騒音	<p>計画区域及びその周辺の5地点において騒音レベルを測定した結果は42～53ホン（A）である。</p> <p>既存資料によれば笹塚地内の環境騒音は40ホン（A）である。</p>	<p>工事区域の敷地境界から30mの位置において、騒音レベルが、「愛知県公害防止条例に基づく特定建設作業の規制基準」をこえないようにする。</p> <p>特定された以外の作業についても、これに準ずる。</p>

予測	評価	環境保全対策
造成工事に伴い土粒子（粉じん）の飛散する恐れがある。粒子の飛散性は、粒子径小、風速大、乾燥時、の際に大となる。	計画区域の地質及び気象状況から造成工事に伴う粉じんによる影響が出る可能性がある。しかし、飛散防止の保全対策により、計画区域及び周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を与えることはない。	土ぼこりの飛散防止として造成地には散水・転圧・播種などを施すとともに、裸地面積を必要最小限にとどめ、計画との整合を図りながら芝張り、植栽など裸地表面の早期回復を図る。 また道路の防塵舗装、散水、低速走行等の工事車両対策を行う。
造成工事に伴い降雨時に土粒子を含む汚濁水の発生の恐れがあるが、処理により低濃度化が可能である。	工事汚濁水は高濃度であるが、直接流入を防ぐ保全対策により、勅使池の水質を現況より悪化させない。	排水路・調整池・沈砂池等を設置し、その日常維持管理に努める。 放流個所での定期的水質検査の実施、適宜、凝集剤による水質保全の管理を行う。 造成工事により地下水が一時的に濁り、支障が生じた場合、適正な対策を講じる。
工事中に使用される建設機械について、点音源距離減衰式により、予測すると、敷地境界から30m離れた地点における騒音レベルは、ディーゼルハンマでは96ホン（A）、ブルドーザでは77ホン（A）、バックホウでは76ホン（A）である。また、複数の機種が同時稼働するときは、整地作業では81ホン（A）、杭打作業では96ホン（A）である。	杭打機等、発生源の騒音レベルの大きな機種が稼働する場合と複数の機種が同時に稼働する場合は、保全目標を越えることもある。 保全対策を実施することにより、環境保全目標は達成される。	住居の近くでの作業を極力避けるほか、低騒音工法・低騒音機械の採用・防音カバー・遮音植栽・機械の同時稼働の回避等により極力騒音レベルの低減をはかる。 休日などの作業制限の徹底化を図る。 畜舎には、臨時の防護シートなどの措置を行う。

※ppm=mg/L(国際単位), ホン=dB(物理単位)

環境項目	現　況（昭和57年）	環境保全目標
4．振動	計画区域及びその周辺の3地点において振動レベルを測定した結果は、40dB以下である。	工事区域の敷地境界で振動レベルが、「愛知県公害防止条例に基づく特定建設作業の規制基準」をこえないようにする。 特定された以外の作業についてもこれに準ずる。
5．文化財	計画区域の周辺には、比較的多くの埋蔵文化財（古窯）が点在している。 計画区域内の勅使池水際付近には、古窯が1箇所、石鎚の散布地が1箇所確認されている。	埋蔵文化財の保全に支障のないようにする。
6．廃棄物	一般家庭系ごみは、計画区域内の一部地域において、定期的に収集・処理されているが、大部分の地域では自家処理されており、粗大ごみも通常自家処理されている。	工事に伴い生ずる廃棄物により、計画区域及び周辺地域の住民の日常生活に著しい支障のないようにする。

予測	評価	環境保全対策
<p>工事中に使用される建設機械のうち大きな振動を発生する機械について、類似事例に基づき予測すると、杭打機では機械から5m の地点で 80～85dB 程度、20m の地点では 65～72dB 程度となり、ブルドーザでは最高速走行時において、20m の地点で 75～80dB 程度、通常作業時においては 70dB 程度であり、走行速度が大きければ振動レベルは大きくなる。</p>	<p>杭打機、ブルドーザ等、大きな振動を発生する機種を使用するときは、敷地境界において保全目標をこえることもある。保全対策を実施することにより、環境保全目標は達成できる。</p>	<p>住居の近くでの作業を極力避けるほか、低振動工法の採用、軽量機械の使用等を検討し極力振動レベルの軽減をはかる。休日などの作業制限の徹底化を図る。 畜舎には、臨時の防護シートなどの措置を行う。</p>
<p>計画区域内の 14-39（古窯）及び 14-41（散布地）は、本事業において現状保存される。 14-28（笹塚古窯）は、計画区域外と考えられるが、工事の影響をうける恐れがある。</p>	<p>14-39（古窯）及び 14-41（散布地）は、現状保存するので埋蔵文化財への影響はない。 現存する埋蔵文化財及び未確認の埋蔵文化財は、保全対策を行うことにより良好に保全される。</p>	<p>計画区域内に現存する埋蔵文化財は、現状のまま保全する。また、未確認の埋蔵文化財の扱いについては、工事を進める上で細心の注意を払い、文化財保護法等の所定の手続きを経て、その保全に努める。</p>
<p>工事に伴い生ずる廃棄物は、若干の伐採木、建築物等から生ずる廃材がある。また、土砂の切土量は、約 44 万立方メートルであるが、土砂の計画区域外への排出は原則としていない。 廃棄物は可能な限り再利用され、利用しきれないものは区域外の処理場にて処分されたり、区域内にて焼却される。</p>	<p>造成時において、区域外への土砂の搬出がないため問題はない。 保全対策を講じ、工区外へ搬出される廃棄物を適正に処理することにより周辺地域に著しい支障は生じない。</p>	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等を遵守し、所定の手続きを経て適正に処理する。 廃棄物が計画区域内に不法に投棄されることのないように管理体制を強化する。 伐採木等の搬出にあたっては、積荷が落下、散乱しないよう十分配慮する。 集じん装置を取付た焼却炉（焼却能力 100kg/時程度）を適正な位置に仮設置し、気象状況を考慮して焼却にあたる。</p>

環境項目	現　況（昭和 57 年）	環境保全目標
7. 安全性 (交　通)	<p>計画区域周辺の交通手段は、自動車交通に依存しており、計画区域を囲むように、諸輪名古屋線（8,823 台／12 時間）、阿野名古屋線（8,911 台／12 時間）、春木沓掛線（2,783 台／12 時間）が位置し、これらに生活道路が接続している。また、上記 3 県道の一部が主要通学路として利用されている。</p> <p>計画区域周辺での交通事故は、昭和 54 年から昭和 56 年の 3 年間に 53 件発生している。</p>	計画区域及び周辺地域の住民の日常交通の安全性を確保する。
8. 安全性 (治　水)	<p>計画区域下流で、ここ数年浸水被害の発生はない。</p> <p>計画区域の流域は、勅使池をへて井堰川へ流出する流域と水広下川へ流出する流域の 2 つからなっている。</p>	工事に起因する浸水等の被害を生じさせないようにする。

予測	評価	環境保全対策
<p>本事業の造成計画は、原則として土の搬出・搬入をしないため、区域外への運搬車両は生じない。</p> <p>工事に伴い発生する資材の搬入車、重機運搬車等は、工期、工事の内容、種別等に応じて相当の差異があり、特定の工事については、一時的に集中する場合もある。</p>	<p>土砂運搬車両等による区域外への影響はきわめて少ない。</p> <p>工事用車両の主要搬入路は、主に都市計画道路名古屋岡崎線を利用するため周辺に与える影響を軽減できる。</p> <p>保全対策を講ずることにより安全は確保できる。</p>	<p>工事用車両の通行に際しては、関係法令に定める所定の手続きをとり、関係住民に周知するなど交通の安全確保に努める。</p> <p>彼岸時などの利用者が集中する時期は、工事をさける等の配慮をおこない交通安全に努める。</p>
<p>工事中も基本的に勅使池および水広下川の流域・流末は変わらないが、裸地においては保水能力が低下するとともに土砂が流出しやすい。</p>	<p>保全対策を講ずることにより安全は確保できる。</p>	<p>必要十分なる機能を有する仮排水路、沈砂池、調整池等の施設を設け、良好に維持管理する。</p>

## 第5章 事後調査

### 5-1 目的

事後調査は、工事中において、本事業の実施により、環境影響評価を行った環境項目に及ぼす影響の程度を把握するとともに、予測、評価及び環境保全対策の妥当性を検証することを目的とする。

### 5-2 事後調査計画（工事中）

対象事業に係る事後調査の事項及び方法並びに事後調査を行う時期は、表5-2-1に示すとおりである。事後調査から除外した環境項目については、表5-2-2に示すとおり、工事中の調査は行わないが、環境保全のために講じた措置を記述することとした。なお、全ての項目について、周辺住民からの苦情があった場合は、その内容と対処方法を報告する。また、事後調査結果が環境影響評価の結果と著しく異なる場合は、その原因を調査し、本事業の実施に起因することが判明した場合には、必要な環境保全措置について検討するとともに適切な措置を講じ、必要に応じて追加調査を行う。

表5-2-1 事後調査計画（工事中）

環境に影響を及ぼす行為	調査する環境項目	調査事項	調査場所	調査時期	調査方法	その他
造成工事中の土砂の流出	水質	浮遊物質量 (SS)	代表的な暫定調整池・沈砂池の放流口	水質に最も影響を与える日	環境庁告示 第59号附表第9に該当するろ過法に基づく	
建設機械の稼働	騒音	工事騒音	工事敷地境界から30mの地点で、周辺を代表する地点1箇所	工種区分ごとに最も影響を与える日 (工種区分) 1. 整地作業 2. 杭打作業	JIS Z 8731「騒音レベル測定方法」に基づく	建設機械の配置及び稼働状況も合せて調査する。
	振動	工事振動	工事敷地境界で、周辺を代表する地点1箇所	同上	JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に基づく	同上

表5－2－2 事後調査から除外した環境項目の取扱い

調査しない環境項目	報告のみにとどめた理由	報告する内容
大気	<p>造成工事に伴う浮遊粉じん濃度を定量的に把握することは困難であり、土ぼこり対策については、散水、転圧並びに裸地の早期回復を図る播種、芝張、植栽など事業計画どおりの遂行と工事施行管理を徹底することにより環境保全目標の達成に努め、工事日誌により管理状況を確認するため。</p> <p>伐採木の焼却には、焼却炉を適切な位置に設置し、かつ、その燃焼管理を十分行うため、周辺への影響は軽微と認められるため。 ※</p>	周辺住民からの苦情等があった場合は、その内容と対処方法
廃棄物	建設廃材の処分については、工事施行管理の中で処理する計画としており、事業計画どおり遂行すれば環境保全目標は達成されると認められ、工事日誌により管理状況を確認するため。	同上
文化財	周知の包蔵地は現況のまま保全緑地としている。包蔵地周辺での工事では、周知の埋蔵文化財に影響を与えないよう注意をはらい、工事施行管理を徹底することにより環境保全目標は達成されると認められ、かつ、工事日誌により管理状況を確認するため。	新たに埋蔵文化財が発見された場合には、その内容及び措置方法
安全性 (交通)	工事車両の運行に伴う交通安全については、工事施行管理の中で処理する計画であり、事業計画どおり遂行すれば、環境保全目標を達成されると認められ、かつ、工事日誌により管理状況を確認するため。	周辺住民からの苦情等があった場合は、その内容と対処方法
安全性 (治水)	工事中の治水については、工事施行管理の中で処理する計画であり、防災調整池、仮排水路の設置など事業計画どおり遂行すれば環境保全目標は達成されると認められ、かつ、工事日誌、工事写真により管理状況を確認するため。	同上

※ 伐採木の焼却について、事後調査計画の中では焼却炉を使用する方針であったが、平成11年に使用をやめ、外部委託に変えている。

### 5－3 事後調査を行った時期

工事中の事後調査を行った時期は、表5－3－1のとおりである。

表5－3－1 事後調査時期

環 境 項 目		調 査 時 期	備 考
水質	浮遊物質量 (SS)	令和4年11月	前回中間報告時から令和7年8月までの水質に最も影響を与える日に調査した。
騒音	工事騒音	令和4年10月	整地作業において、前回中間報告時から令和7年8月までの騒音に最も影響を与える日に調査した。なお、杭打作業は同期間において行っていない。
振動	工事振動	令和4年10月	整地作業において、前回中間報告時から令和7年8月までの振動に最も影響を与える日に調査した。なお、杭打作業は同期間において行っていない。
大気		前回中間報告時（令和4年） ～令和7年8月	前回中間報告時から令和7年8月までの報告すべき事の内容を整理した。
廃棄物		前回中間報告時（令和4年） ～令和7年8月	前回中間報告時から令和7年8月までの報告すべき事の内容を整理した。
文化財		前回中間報告時（令和4年） ～令和7年8月	前回中間報告時から令和7年8月までの報告すべき事の内容を整理した。
安全性 (交通)		前回中間報告時（令和4年） ～令和7年8月	前回中間報告時から令和7年8月までの報告すべき事の内容を整理した。
安全性 (治水)		前回中間報告時（令和4年） ～令和7年8月	前回中間報告時から令和7年8月までの報告すべき事の内容を整理した。

## 第6章 事後調査の結果及び環境保全のための措置

### 6-1 水質

#### (1) 調査事項

浮遊物質量 (SS)

#### (2) 調査場所

第3調整池の放流口 (図6-1-1)

#### (3) 調査時期

令和4年11月2日 (水)

#### (4) 調査方法

環境庁告示第59号附表第9に該当するろ過法

#### (5) 環境保全のために講じた措置

- ① アスファルト舗装がされた園路において、舗装修繕を実施する際に、掘削・埋戻を行ったその日に仮舗装まで行い、泥水の発生および流出の抑制対策とした。
- ② 排水路・調整池、沈砂池等を設置し、その日常維持管理に努めた。

#### (6) 調査結果

表6-1-1-1に示す。

浮遊物質量 (SS) は 10mg/L であり、工事中の汚濁水等による勅使池等の水質に与える影響は微小と考えられる。当時の工事状況は、造成工事（土工事）が行われていたものの、調整池は適切に管理されていたため、水質の悪化を防ぐことができたと考えられる。

なお、水質に関する苦情の報告はなかった。

表6-1-1 水質調査の結果

単位 (mg/L)

調査項目	調査事項	調査時期	調査結果	現況の値 (表層水)
水質	浮遊物質量 (SS)	R4.11.2	10	(S57.8.26) 52~120 (S57.10.4) 58~130

(参考) 建設工事における公共用水域への排水の目安 : 200mg/L

#### (7) 環境保全目標との適合状況

環境保全目標は、「工事中の汚濁水等により、勅使池等の水質を現況より悪化させない」ことである。(6) 調査結果から、環境保全目標は達成されたものと考えられる。



図 6－1－1 水質調査位置図

## 6－2 騒音

### (1) 調査事項

工事騒音

### (2) 調査場所

工事敷地境界から 30m の地点で、周辺を代表する地点 1 箇所を事後調査計画書に記載したが、事後調査は建設機械の稼働の影響による騒音が最も大きくなると予測される地点を選定した。なお、平成元年より騒音基準値が「敷地境界から 30m の値」から「敷地境界での値」に変わったが、本事業区域は広大な敷地であり、工事箇所から敷地境界が離れているため、代わりに工事区域の敷地境界において調査を行った。また、工事区域の敷地境界から 30m の地点でも調査を行った。

工区区分及び測定時の建設機械の配置と調査地点は、図 6－2－1, 6－2－2 に示す。

### (3) 調査時期

令和 4 年 10 月 21 日（金）

### (4) 調査方法

JIS Z 8731 「騒音レベル測定方法」に基づく方法

なお、測定時には建設機械の配置及び稼働状況も合せて調査した。

### (5) 環境保全のために講じた措置

住居近くでの作業は、作業を極力避けるほか、休日などの作業制限の徹底化を図り、低騒音型機械の使用、建設機械の同時稼働の回避等の保全対策を実施した。

### (6) 調査結果

測定時の建設機械の配置と調査地点は、図 6－2－1, 6－2－2 に示し、調査結果を表 6－2－1 に示す。

整地作業による騒音について、環境影響評価書の予測結果は 76～81dB（工事区域の敷地境界から 30m の地点）であったところ、事後調査の結果は 54～62dB であった。

事後調査の結果は予測結果に比べ低い値になっているが、これは、低騒音型建設機械の使用等の保全対策を実施したことによるものと考えられる。

なお、地域住民からの騒音に関する苦情の報告はなかった。

表 6－2－1 騒音調査の結果

単位 (dB(A))

調査項目	工区	調査時期	使用機械	調査結果	調査位置	地点名
騒音 (整地作業)	3 工区	R4.10.21	バックホウ	78	工事区域の敷地境界	A-1
				62	工事区域の敷地境界から 30m	A-2
				57	工事区域の敷地境界	B-1
				54	工事区域の敷地境界から 30m	B-2

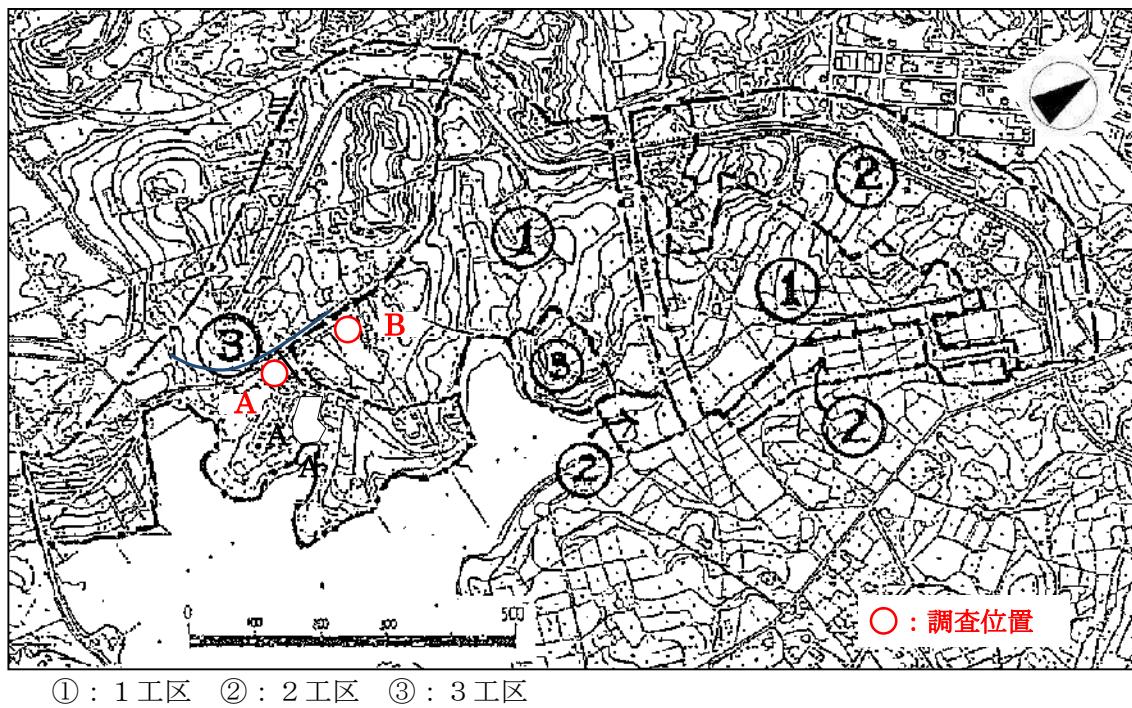
※整地作業において、バックホウ複数台の稼働が集中する A 地点および B 地点を選定。

#### (7) 規制基準及び環境保全目標の適合状況

各調査結果は、現行の特定建設作業の騒音の基準値(敷地境界において 85dB)以下であった。

また、環境保全目標としていた旧愛知県公害防止条例に基づく特定建設作業の騒音の基準値(敷地境界から 30m の地点において 75dB)以下であった。

なお、事業区域の敷地境界は「工事区域の敷地境界」及び「工事区域の敷地境界から 30m」よりも工事箇所から離れた位置となるため、事業区域の敷地境界においてもこれらの基準を満たすものと考えられる。



①：1工区 ②：2工区 ③：3工区

図6-2-1 工区区分図及び騒音調査位置図

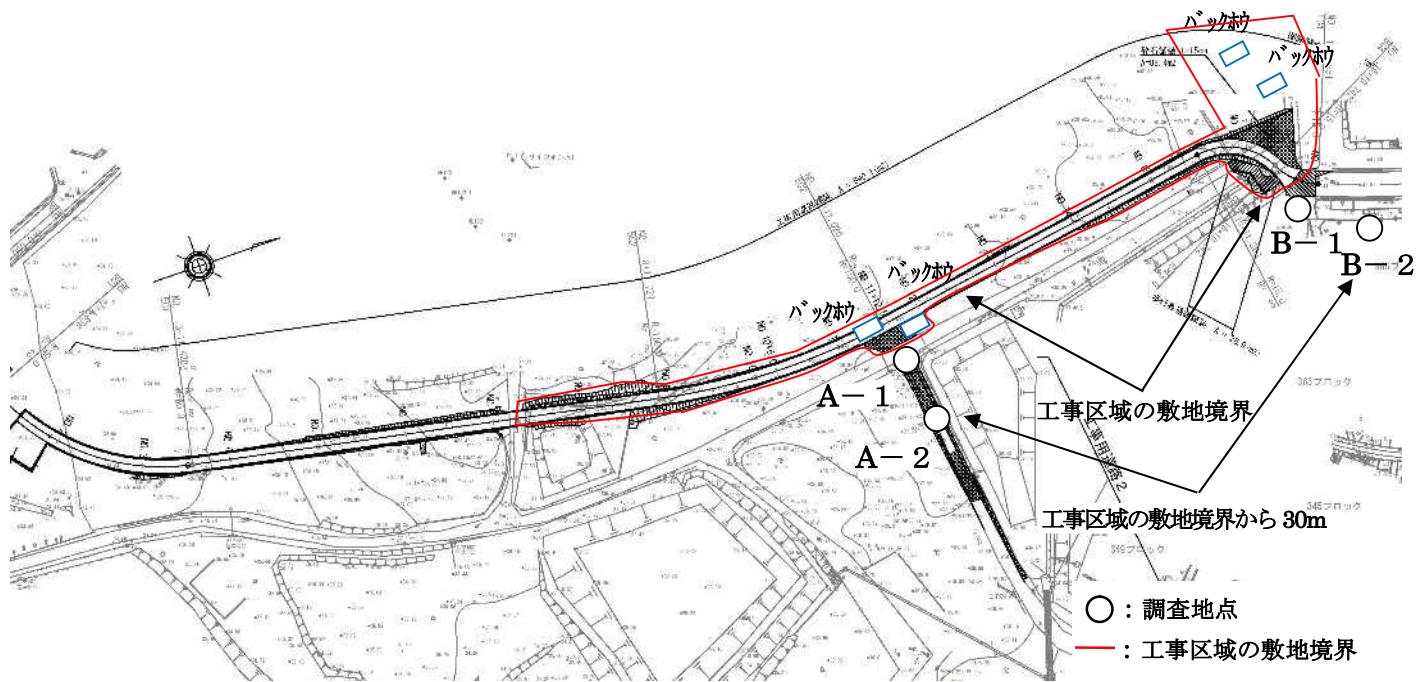


図6-2-2 建設機械の配置図・調査地点 (R4.10.21)

## 6-3 振動

### (1) 調査事項

工事振動

### (2) 調査場所

工事敷地境界で、周辺を代表する地点1箇所を事後調査計画書に記載したが、事後調査は建設機械の稼働の影響による振動が最も大きくなると予測される地点を選定した。

工区区分及び測定時の建設機械の配置と調査地点は、図6-3-1, 6-3-2に示す。

### (3) 調査時期

令和4年10月21日(金)

### (4) 調査方法

JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に基づく方法

なお、測定時には建設機械の配置及び稼働状況も合せて調査した。

### (5) 環境保全のために講じた措置

住居近くでの作業は、作業を極力避けるほか、休日などの作業制限の徹底化を図り、低振動型機械の使用、建設機械の同時稼働の回避等の保全対策を実施した。

### (6) 調査結果

測定時の建設機械の配置と調査地点は、図6-3-1, 6-3-2に示し、調査結果を表6-3-1に示す。

環境影響評価書の予測は、大きな振動を発生する機械について行っており、今回の工事で使用した機械については行っていない。

なお、地域住民からの振動に関する苦情の報告はなかった。

表 6－3－1 振動調査の結果

単位 (dB)

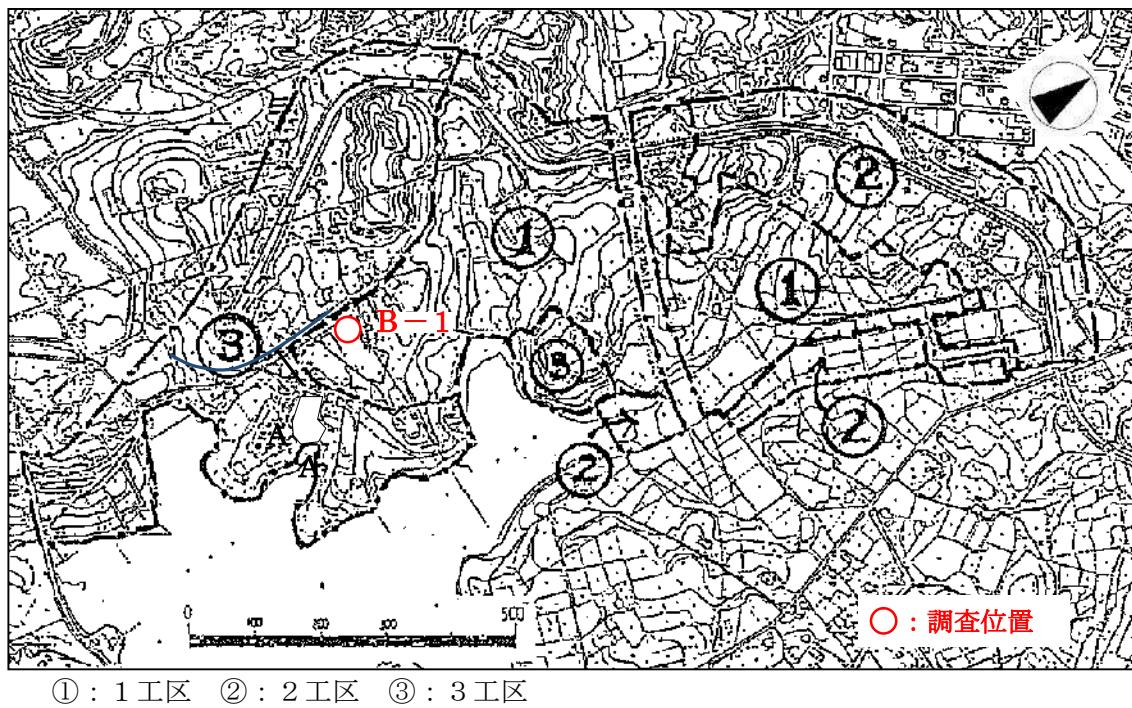
調査項目	工区	調査時期	使用機械	調査結果	調査位置	地点名
振動 (整地作業)	3 工区	R4.10.21	バックホウ	35	工事区域の敷地境界	B-1

※整地作業において、バックホウ複数台の稼働が集中し、広範囲の施工となる B-1 地点を選定。

#### ( 7 ) 環境保全目標との適合状況

調査結果は、環境保全目標としていた旧愛知県公害防止条例に基づく特定建設作業の振動の基準値（敷地境界において 75dB）以下であった。

なお、事業区域の敷地境界は「工事区域の敷地境界」よりも工事箇所から離れた位置となるため、事業区域の敷地境界においてもこれらの基準を満たすものと考えられる。



① : 1 工区 ② : 2 工区 ③ : 3 工区

図 6-3-1 工区区分図及び振動調査位置図

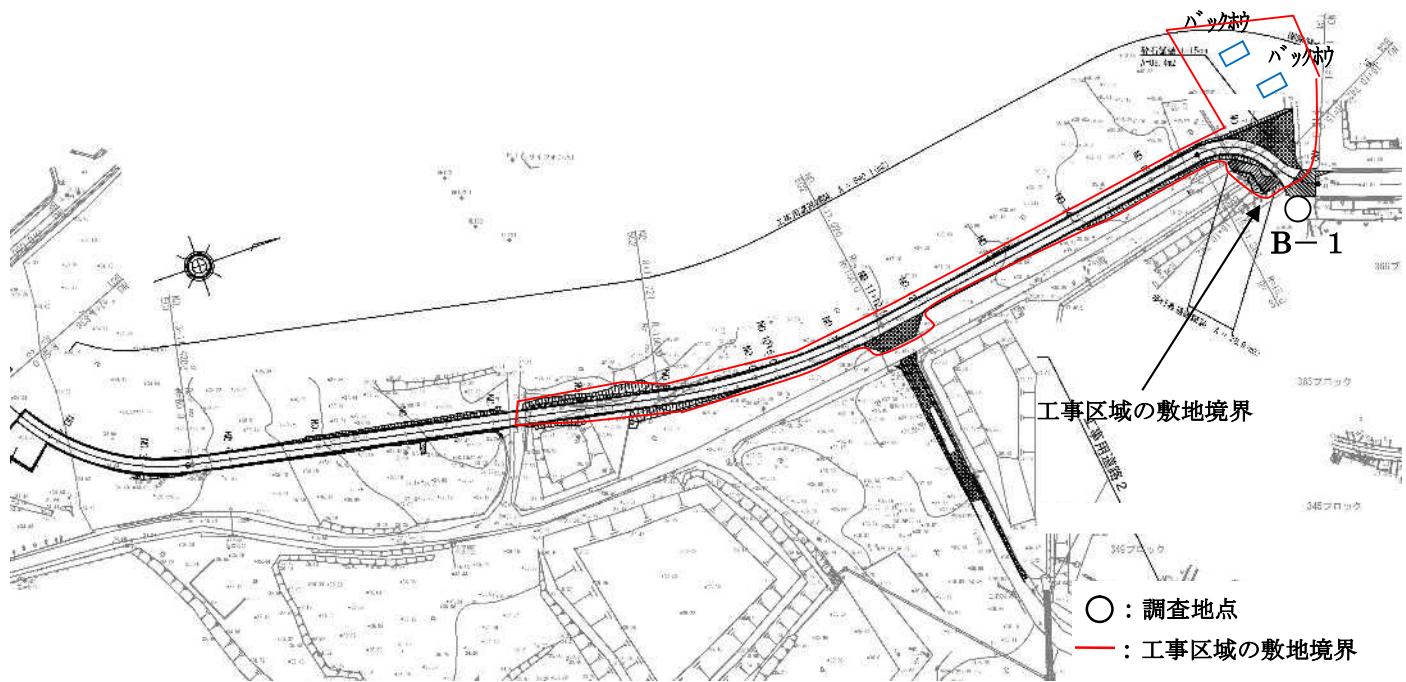


図 6-3-2 建設機械の配置図・調査地点 (R4.10.21)

## 6－4 大気

### (1) 報告の内容

大気に関する苦情の報告はなかった。

### (2) 環境保全のために講じた措置

工事中において、散水・低速走行等の工事車両対策を行った。

### (3) 環境保全目標との適合状況

環境保全目標は、「造成工事に伴う粉じんにより、計画区域及び周辺地域の住民の日常生活に著しい支障のないようとする」ことである。保全対策を行ったこともあって環境保全目標は達成された。

## 6－5 廃棄物

### (1) 報告の内容

廃棄物に関する苦情の報告はなかった。

### (2) 環境保全のために講じた措置

- ① 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等を遵守し、所定の手続きを経て適正に処理した。
- ② 廃棄物が計画区域内に不法に投棄されることのないように管理を行った。
- ③ 伐採木等の搬出にあたっては、積荷が落下、散乱しないよう十分配慮した。
- ④ 環境影響評価書の中では焼却炉を使用する方針であったが、平成11年に使用をやめ、外部委託に変えた。

### (3) 環境保全目標との適合状況

環境保全目標は、「工事に伴い生ずる廃棄物により、計画区域及び周辺地域の住民の日常生活に著しい支障のないようとする」ことである。保全対策を行ったこともあって環境保全目標は達成された。

## 6－6 文化財

### (1) 報告の内容

新たな埋蔵文化財は発見されなかった。

### (2) 環境保全のために講じた措置

計画区域内に現存する埋蔵文化財は、現状のまま保全した。

### (3) 環境保全目標との適合状況

環境保全目標は、「埋蔵文化財の保全に支障のないようにする」ことである。保全対策を行ったことによって環境保全目標は達成された。

## 6－7 安全性（交通）

### (1) 報告の内容

安全性（交通）に関する苦情の報告はなかった。

### (2) 環境保全のために講じた措置

- ① 工事用車両の通行に際しては、関係法令に定める所定の手続きをとり、関係住民に周知するなどの交通の安全確保に努めた。
- ② 彼岸時などの利用者が集中する時期は、工事を控える等の配慮をおこない交通安全に努めた。

### (3) 環境保全目標との適合状況

環境保全目標は、「計画区域及び周辺地域の住民の日常交通の安全性を確保する」ことである。保全対策を行ったことによって環境保全目標は達成された。

## 6－8 安全性（治水）

### （1）報告の内容

安全性（治水）に関する苦情の報告はなかった。

### （2）環境保全のために講じた措置

必要十分なる機能を有する仮排水路、沈砂池、調整池等の施設について、良好に維持管理を行った。

### （3）環境保全目標との適合状況

環境保全目標は、「工事に起因する浸水等の被害を生じさせないようにする」ことである。保全対策を行ったこともあって環境保全目標は達成された。

## 6-9　まとめ

事後調査の結果の概要は表6-9-1、表6-9-2に示すとおりである。

表6-9-1　事後調査の結果の概要（1）

調査項目	調査事項	調査地点数	環境保全のために講じた措置
水質	浮遊物質量 (SS)	1	泥水の発生抑制対策として、アスファルト舗装されている園路において、掘削・埋戻しを行ったその日に仮舗装まで行った。 排水路・調整池、沈砂池等を設置し、その維持管理に努めた。
騒音	工事騒音	4	住居近くでの作業は、作業を極力避けるほか、休日などの作業制限の徹底化を図り、低騒音型機械の使用、建設機械の同時稼働の回避等の保全対策を実施した。
振動	工事振動	1	住居近くでの作業は、作業を極力避けるほか、休日などの作業制限の徹底化を図り、低振動型機械の使用、建設機械の同時稼働の回避等の保全対策を実施した。

環境保全目標との適合状況	予測結果との比較
<p>環境保全目標は、「工事中の汚濁水等により、勅使池等の水質を現況より悪化させない」ことである。</p> <p>(6) の調査結果から、環境保全目標は達成されたものと考えられる。</p>	<p>環境影響評価書においては、予測結果は数値では示されていないため、参考として、現況調査結果と比較すると、事後調査結果は低濃度であったことから、「造成工事に伴い降雨時に土粒子を含む汚濁水の発生の恐れがあるが、処理により低濃度化が可能である」とする予測結果は、妥当なものであったと考えられる。</p>
<p>各調査結果は、環境保全目標としていた旧「愛知県公害防止条例」に基づく特定建設作業の騒音の基準値を満たしていた。</p>	<p>環境影響評価書の整地作業による予測結果の値は 76~81dB であり、事後調査の結果は 54~62dB であった。</p> <p>事後調査の結果は予測結果に比べ低い値になっているが、これは、低騒音型建設機械の使用等の保全対策を実施したことによるものと考えられる。</p>
<p>各調査結果は、環境保全目標としていた旧「愛知県公害防止条例」に基づく特定建設作業の振動の基準値を満たしていた。</p>	<p>—</p>

表6－9－2 事後調査の結果の概要（2）

調査項目	調査地点数	環境保全のために講じた措置
大気	—	工事中において、散水・低速走行等の工事車両対策を行った。
廃棄物	—	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等を遵守し、所定の手続きを経て適正に処理した。</p> <p>廃棄物が計画区域内に不法に投棄されることのないように管理を行った。</p> <p>伐採木等の搬出にあたっては、積荷が落下、散乱しないよう十分配慮した。</p> <p>環境影響評価書の中では焼却炉を使用する方針であったが、平成11年に使用をやめ、外部委託に変えた。</p>
文化財	—	計画区域内に現存する埋蔵文化財は、現状のまま保全した。
安全性 (交通)	—	<p>工事用車両の通行に際しては、関係法令に定める所定の手続きをとり、関係住民に周知するなどの交通の安全確保に努めた。</p> <p>彼岸時などの利用者が集中する時期は、工事をさける等の配慮をおこない交通安全に努めた。</p>
安全性 (治水)	—	必要十分なる機能を有する仮排水路、沈砂池、調整池等の施設を設け、良好に維持管理を行った。

### 環境保全目標との適合状況

環境保全目標は、「造成工事に伴う粉じんにより、計画区域及び周辺地域の住民の日常生活に著しい支障のないようにする」ことである。保全対策を行ったこともあって環境保全目標は達成された。

環境保全目標は、「工事に伴い生ずる廃棄物により、計画区域及び周辺地域の住民の日常生活に著しい支障のないようにする」ことである。保全対策を行ったこともあって環境保全目標は達成された。

環境保全目標は、「埋蔵文化財の保全に支障のないようにする」ことである。保全対策を行ったこともあって環境保全目標は達成された。

環境保全目標は、「計画区域及び周辺地域の住民の日常交通の安全性を確保する」ことである。保全対策を行ったこともあって環境保全目標は達成された。

環境保全目標は、「工事に起因する浸水等の被害を生じさせないようにする」ことである。保全対策を行ったこともあって環境保全目標は達成された。